

副本

中労委令和6年（不再）第14号

大阪府（令和4年度任用等）不当労働行為事件

再審査申立人 大阪教育合同労働組合

再審査被申立人 大阪府

主張書面（2）

令和6年7月24日

中央労働委員会会長様

再審査被申立人代理人

弁護士 中 川
同 中 川



1 再審査被申立人の主張書面（1）中の『この理について、中労委や裁判所の認定基準として変更されたという認識はない。』の意味について釈明を求められているので、以下のとおり釈明する。

（1）再審査被申立人の主張

ここで『この理』とは、「仮に、当該組合員が私学等の民間事業所で勤務している時間帯であったとしても、本件団交申入れ時の相手方である府との間の労使関係においては、勤務場所や時間帯に関わりなく地公法が適用される」という初審命令（22頁）の判断を指している。

そして、再審査被申立人は、この府労委の判断は、従前から中労委や裁判所における団交対象者に適用される法規についての認定基準に沿ったものであ

り、いまだ変更されていないと主張するものである。

(2) 再審査申立人の主張が失当であること

再審査申立人は、団交拒否の不当労働行為救済事件について、団交対象者に適用される法規は、団体交渉申入れ時を基準として判断されるという適用法規の認定基準にかかる法理について、団交申入れ時点が公務員（パート会計年度任用職員や臨時の任用職員）としての勤務時間内か外かをもとに、適用が区分されるとし、団交申入れ時点が公務員としての勤務時間外であれば地公法は適用されないから労組法7条が適用されると主張し、その証拠として、甲第4号証ないし甲第8号証を示している（再審査申立人の原審大阪府労委における最終陳述書6頁12行目ないし同17行目）。

しかし、いずれの命令（平成23年7月22日府労委命令（甲第4号証）、平成24年10月17日中労委命令（甲第5号証）、判決（平成25年10月21日東京地裁判決（甲第6号証）、平成26年3月18日東京高裁判決（甲第7号証）、決定（平成27年3月31日最高裁第三小法廷決定（甲第8号証））も、団体交渉申入れ時点が勤務時間内であったか外であったかによって労組法7条が適用されるかを判断していない。

前述の平成24年10月17日中労委命令は、「(本件団交申入れ時(同判決書32頁参照))常勤講師は、一般職（地公法第3条第3項第2号）に属する地方公務員であり、勤務条件等に関しては、地公法第22条第7項の規定により同法が適用され（同法第28条の2第4項、第29条の2第1項その他適用除外の規定がある場合を除く。）、同法第58条第1項の規定により労組法は適用されない。」、「非常勤講師及び学力向上支援員は、特別職（地公法第3条第3項第3号）に属する地方公務員であり、勤務条件等に関しては、地公法第4条第2項の規定により、法律に特別の定めがある場合を除き、同法（地公法第58条第1項の規定を含む。）は適用されないこととなるところ、非常勤講師及び学力向上支援員については、上記「特別の定め」はないから、労組法が

適用される。」（同判決書32ないし34頁）と命じている。

また、前述平成25年10月21日東京地裁判決も、「(混合組合である補助参加人(注;組合のこと)は、地公法上の職員団体及び労組法上の労働組合としての複合的な法的性格を有し、)労組法適用組合員に関する問題については、労働組合として、労組法上の権利を行使することができるというべきであるから、労組法7条各号の別を問わず、救済命令の申立人適格を有するものと解するのが相当である。」と判示している。

すなわち、団交申入れ時に、再審査申立人の組組合員と再審査被申立人との間の労働関係が何であるか、そしてその労働関係の場合に地公法が適用されるか労組法が適用されるかによって、労組法第7条が適用されるか否かが判断されているのである。

従って、再審査申立人の主張は明らかに失当である。

以上